

新型コロナウイルス感染症
岡山県から
夏期の感染拡大防止のための
お願い

感染拡大を防止しながら、
日常生活や社会経済活動を継続するため
ご理解とご協力をお願いいたします。

2022年7月22日

県民の皆様へのお願い



©岡山県「うらっち」

- 3密（密閉・密集・密接）の回避を徹底すること
 - ※冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど、換気には特に注意しましょう。
- 「マスクコード」（P. 2 参照）を遵守すること
 - ※屋外で、会話をほとんど行わない場合や十分な距離（2 m以上を目安）が確保できる場合は、熱中症防止のためマスク着用は不要です。
- 発熱、のどの痛み、咳など少しでも体調が悪い場合は、外出や帰省、旅行を控え、すぐにかかりつけ医等の医療機関を受診すること
- 会食はできるだけ少人数、短時間で、大声を控え、外食の際は岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業（P. 7 参照）の認証店など、感染防止策が徹底されている飲食店等を利用すること
- ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ効果が認められているため、早期のワクチンの接種を受けること
 - ※特に、若い方の3回目、60歳以上や基礎疾患を有する方などの4回目接種をお願いします。
 - ※帰省や旅行、イベント参加にあたっては、事前に、ワクチン接種又は検査の陰性結果を確認しましょう。

思いやりのルール「マスクコード」

～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～



©岡山県「ももっち・うらっち」

○マスクを正しく着用

マスクを顔にすき間なくフィットさせ、しっかり着用を
布やウレタンより不織布の方が感染予防効果等が高いことが示されています

○話すときは「マスク会話」

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○食事のときも話をするなら必ずマスク

会話するときは必ずマスク着用を

飲食するときは黙食の徹底を

ケース② 子どもが県外から帰省し、親族で集まり会食をして全員感染

**屋外で人と2m以上離れているときは、
マスクを外して熱中症予防を！**



©岡山県「ももっち・うらっち」

高齢者施設等へのお願い



©岡山県「ももっち・うらっち」

- 「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省）に基づく対応を徹底すること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- マスク着用の困難な利用者に対応する職員は、マスクだけでなく「保護メガネ」も着用し、目を守ること
- 休憩室、更衣室で、マスクなしの会話を控える、密にならない、換気に努める等過ごし方に十分気をつけること
- 食事は、黙食の徹底、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
- 職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医等の医療機関受診を促すこと
- 面会は、電話やオンライン面会等を活用しながら、直接面会する場合は、面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、時間、人数、回数の制限や感染防止策を徹底すること
- 退院基準を満たす退院患者を適切に受け入れるとともに、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内や院内等で療養を行う場合に備え準備すること
- 高齢者入所施設及び障害者入所施設については、職員に対する定期的な検査を実施すること
- 入所者、職員等へのワクチンの4回目接種を接種医療機関と調整の上、迅速に進めること

学校へのお願い

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には控えること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- 部活動の実施にあたっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応するとともに、活動の実施中以外の練習場所や更衣室等の共用エリアの利用、部活動前後の集団での飲食の場面や移動にあたっては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底すること
- 学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させず、かかりつけ医等の医療機関受診を促すこと
- 学生寮における感染対策を徹底すること



©岡山県「ももっち」

保育所・認定こども園等、 放課後児童クラブ、放課後子ども教室へのお願い



©岡山県「うらっち」

- 「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省）「新型コロナウイルス感染症安全管理マニュアル」（岡山県）などに沿った対応を感染防止策を徹底すること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- 園児をできるだけ少人数のグループに分割するなど感染を広げない形で保育を行うこと
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛すること
- 園児・児童・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させずかかりつけ医等の医療機関受診を促すこと
- 2歳未満の子どもは、マスク着用は奨めないこと
- 2歳以上の就学前の子どもは、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこと
- 飲食の際は、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
- 施設内で感染者が確認された場合は、感染状況等を踏まえ、市町村の判断のもと、学級閉鎖・臨時休所等を検討すること

事業者の皆様へのお願い

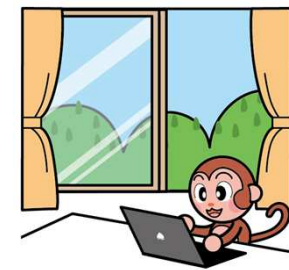
- 業種別ガイドラインを遵守すること【特措法第24条第9項に基づく要請】
- 職場における感染防止の取組（手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離の確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等集団生活の場での対策等）や「3つの密」を避ける行動を徹底すること
特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）、食堂等職員の交わりが想定される場面に注意すること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- 「マスクコード」を遵守及び周知すること
- 従業員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医等の医療機関受診を促すこと
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等人との接触を低減する取組みを推進すること
- ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチン接種できる環境整備に努めること

●接客業の事業者の方は

- ・売り場等の3密回避や換気の徹底
- ・来客への手指消毒やマスクの着用の呼びかけ についてもお願いします。

●飲食店等の方は

- ・第三者認証事業の認証取得 についても努めるようお願いいたします。



©岡山県「さるっち」

<参考>

岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業

県内の飲食店又は喫茶店における感染防止策について、現地調査を行った上で、一定の基準に適合している店舗を認証する制度

◇ホームページ：<https://www.okayama-ninsho.jp>

◇コールセンター：086-222-5611（平日9～17時）

● 県内でのイベントの開催について〔特措法第24条第9項に基づく要請〕

- 次の要件に従って、必要な感染防止策を徹底すること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「接触確認アプリ（COCOA）」の活用を周知すること
- 感染防止策が徹底できない場合は、イベント開催を自粛すること

	感染防止安全計画を策定しない場合 ※次の人数上限、収容率を満たし、かつ いずれか小さい方を限度とすること	感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数 上限	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方	収容定員まで
収 容 率	<p><u>大声なし 100%以内</u> <u>大声あり 50%以内</u></p> <p>大声あり：大声（観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること）を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント</p>	<p>大声なし 100%以内</p> <p>※大声なしでの開催が前提条件</p>
条 件	<ul style="list-style-type: none"> ● 「感染防止策チェックリスト」（様式5）を作成し、公表（ホームページ掲載やイベント会場での掲示等）するとともに、イベント終了日から1年間保管すること ● 問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」（様式6）を県に提出すること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「感染防止安全計画」（様式4）を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出すること ● イベント終了後、1か月以内に（ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに）「イベント結果報告書」（様式6）を県に提出すること

※ 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること

※ 参加者を事前に把握できない場合であっても、主催者が想定する参加予定人数が5,000人超の場合は、原則安全計画策定の対象

※ 各様式、詳細は、岡山県ホームページを参照のこと（<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/676051.html>）